

# 【お知らせ】原発事故による母子避難者等に対する高速道路無料措置の延長について

## 1. はじめに

- ◆原発事故による母子避難者等に対する高速道路無料措置の期限について、令和3年3月31日までとされていたところ、**令和4年3月31日まで延長**されましたので、お知らせいたします。
- ◆令和3年度より、**本無料措置の証明書をお持ちの全ての方々において、「2」のとおり、証明書の更新手続き（新証明書への切替え）が必要**となりますので、ご対応頂きますようお願いいたします。

## 2. 令和3年度の証明書の更新に必要なお手続きと流れ

### ステップ1：利用者の皆様の令和3年度の利用資格の確認

- ▶ 利用者の皆様の**令和3年度の利用資格**※1を確認します。
  - ※1 利用資格
    - ・二重生活をしていること（原発事故により母子（父子）が県外等に自主避難し、父親等（母親等）が対象地域に居住し、離ればなれに生活していること）  
（対象地域：福島県中通り及び浜通り（警戒区域等を除く）または宮城県丸森町）
    - ・避難する子どもの年齢が18歳以下であること
- ▶ 利用者の皆様におかれましては、申請日時点の**申請者（父親等）の住所及び避難者（母子等）の避難先の住所**がそれぞれ確認できる**書面**※①と②の提出をお願いします。その際は、別添「返送時添書」に当該書面を添えて別添返信用封筒による郵送または持参にて、**担当宛ご提出下さい。**

①申請者(父親等)の住所確認書類  
新地町に住民票があり、住民票の住所と申請者の住所が一致している方は提出不要です。  
一致していない方は以下の書面のいずれか1つ  
ア) 賃貸契約書等の写し  
イ) 同居証明書  
（親類宅等にお住いの場合）  
ウ) 公共料金請求書の写し  
（電気、水道、ガス、携帯電話等）

②避難者(母子等)の避難先の住所確認書類  
AまたはBをご提出ください  
A 避難先における住民票の写し又は住民票記載事項証明書  
（入居者全員の氏名が記載されているもの）  
B 避難先へ住民票を移していない場合は、ア～エのいずれかの書面と居住者全員のオまたはカの書面  
ア) 応急仮設住宅使用許可証  
・貸与許可証等の写し  
イ) 賃貸契約書等の写し  
ウ) 同居証明書  
（親類宅等に避難している場合）  
エ) 公共料金請求書の写し  
（電気、水道、ガス、携帯電話等）  
のいずれかと  
居住者全員の  
オ) 就労申告書 または  
カ) 就園・就学申告書

- ▶ 引き続き令和4年度も申請者住所、避難先住所に変更がなく継続して無料措置を利用を希望する場合は別添「継続居住申告書」を添えて提出をお願いします。

### ステップ2：証明書の更新（新証明書の発行、既存証明書の返送）

#### ▶ 上記利用資格を満たす方々

新地町より、順次、有効期限を記載した新しい証明書を発行の上、郵送させていただきます。併せて、既存の有効期限の記載のない証明書の返信用封筒も同封しますので、**全ての既存証明書をご返送頂き、新証明書に切り替えて下さい。**

※4年度の証明書を希望した方は3年度の証明書とは別に年度末にお送りする予定です。

#### ▶ 上記利用資格を満たさない方々

新地町より、順次、令和3年度以降は**本無料措置をご利用頂けない旨の通知**を郵送させていただきます。併せて、既存の有効期限の記載のない証明書の返信用封筒も同封しますので、**お手数ですが、全ての既存証明書をご返送下さい。**

令和4年  
3月31日迄

### ステップ3：新証明書への完全移行

## (参考) 個別ケースにおいて必要となる手続き

下記の個別ケースにおいて、それぞれ必要となる手続きをまとめましたのでご参照下さい。

このような場合	必要となる手続き
避難していた母子等が新地町へ帰還し、現在は家族全員でお住まいの場合	利用資格を満たさないため、令和3年度は本無料措置をご利用いただけません。同封の返送時添書と現在お使いの証明書を返信用封筒に封入の上、ご返送ください。
引き続き、父と母子は離れて暮らしているが、父が転居し、現在は対象地域外にお住まいの場合	利用資格を満たさないため、令和3年度は本無料措置をご利用いただけません。同封の返送時添書と現在お使いの証明書を返信用封筒に封入の上、ご返送ください。
避難していた子どもが令和2年度までに満18歳となった場合	利用資格を満たさないため、令和3年度は本無料措置をご利用いただけません。同封の返送時添書と現在お使いの証明書を返信用封筒に封入の上、ご返送ください。 なお、支援対象の子どもが他にもいる場合は、支援対象の子どものみを記載した証明書を <b>再発行</b> する必要があります。手続きをご案内いたしますので新地町担当までご連絡ください。
現在お使いの証明書に記載の住所と現住所が異なる場合	現住所を反映した証明書を <b>再発行</b> する必要があります。手続きをご案内いたしますので新地町担当までご連絡ください。
現在お使いの証明書を紛失された場合	新地町から既存証明書の返信用封筒をお送りする際、既存証明書を紛失した旨を同封の返送時添書に記載し、返信用封筒に封入の上、ご返送ください。

## 3. その他Q&A

- 【Q1】なぜ有効期限を記載した新しい証明書に切り替える必要があるのか。
- 【A1】本無料措置については、平成25年の開始以来、1年ごとに措置を延長してきた経緯もあり、これまで発行してきた証明書には有効期限の記載がなく、また、利用資格の定期的な確認も必ずしも十分とは言えない点がありました。このような現状を改め、制度の適正な実施が図られるよう、運用見直しを行う次第ですので、ご理解とご協力をお願いいたします。
- 【Q2】既存の証明書をこのまま使い続けると、どうなるのか。
- 【A2】令和3年度は既存の証明書をそのままお使いいただけますが、令和4年度以降、既存証明書をIC（インターチェンジ）で提示されても無料措置は適用されなくなる予定です。
- 【Q3】一向に新地町から連絡が来ないため、証明書の切替手続きができない。どうすればよいか。
- 【A3】住民票を移されていない、複数回お引越しをされており最新の住所やご連絡先を新地町が把握できていない等の理由により、新地町からの連絡が困難となっている可能性がございます。お手順をおかけしますが、下記のお問合せ先まで、ご連絡ください。
- 【Q4】今回の「新証明書の発行・切替」と従来の「証明書の再発行」の違いがよく分からない。どのような場合に「再発行」手続きが必要となるのか。
- 【A4】今回の「新証明書の発行・切替」は、既存証明書に記載された情報に更新がない場合に、これをそのまま有効期限付きの証明書に差し替えるものです。一方、「証明書の再発行」は、既存証明書に記載された情報にそもそも更新がある場合に、証明書の情報を書き換えるべく、証明書を発行し直さなければならないものです（現住所や支援対象の子どもの情報等）。なお、再発行された証明書についても、有効期限が付されることとなります。

お問合せ先

新地町総務課総務係 佐藤  
(電話番号) 0244-62-2111  
(メールアドレス) soumu@town.shinchi.lg.jp